

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 152 号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和 41 年岩手県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																																		
1	<p>様式第52号ア（第25条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>氏名（名称） Ⓜ</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p> <p>様式第52号イ（第25条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考 この証明書に記載される事項は、この証明書の内容調査時における県税の収納票等に記載されたものですから、この証明書発行後新たに納税義務が発生し、又は加算金がかかることがあります。</p> <p>[略]</p> <p>様式第52号ウ（第25条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>氏名（名称） Ⓜ</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>記</td></tr><tr><td>税について未納の額は、ありません。</td></tr><tr><td>第 号</td></tr><tr><td>上記のとおり相違ないことを証明します。</td></tr><tr><td>年 月 日</td></tr><tr><td>振興局長 氏 名<sup>Ⓜ</sup></td></tr><tr><td>備考</td></tr><tr><td>1～3 [略]</td></tr><tr><td>4 この証明書に記載される事項は、この証明書の内容調査時における県税の収納票等に記載されたものです。</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	氏名（名称） Ⓜ		[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	氏名（名称） Ⓜ	[略]	記	税について未納の額は、ありません。	第 号	上記のとおり相違ないことを証明します。	年 月 日	振興局長 氏 名 <sup>Ⓜ</sup>	備考	1～3 [略]	4 この証明書に記載される事項は、この証明書の内容調査時における県税の収納票等に記載されたものです。	[略]	<p>様式第52号ア（第25条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>氏名（名称） Ⓜ</td><td></td></tr><tr><td>電話番号（ ）</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p> <p>様式第52号イ（第25条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものですから、この証明書発行後新たに納税義務が発生し、又は加算金がかかることがあります。</p> <p>[略]</p> <p>様式第52号ウ（第25条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>氏名（名称） Ⓜ</td></tr><tr><td>電話番号（ ）</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>記</td></tr><tr><td>税について未納の額は、ありません。</td></tr><tr><td>摘要</td></tr><tr><td>第 号</td></tr><tr><td>上記のとおり相違ないことを証明します。</td></tr><tr><td>年 月 日</td></tr><tr><td>振興局長 氏 名<sup>Ⓜ</sup></td></tr><tr><td>備考</td></tr><tr><td>1～3 [略]</td></tr><tr><td>4 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものです。</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	氏名（名称） Ⓜ		電話番号（ ）		[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	氏名（名称） Ⓜ	電話番号（ ）	[略]	記	税について未納の額は、ありません。	摘要	第 号	上記のとおり相違ないことを証明します。	年 月 日	振興局長 氏 名 <sup>Ⓜ</sup>	備考	1～3 [略]	4 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものです。	[略]
[略]	[略]																																																			
氏名（名称） Ⓜ																																																				
[略]																																																				
[略]																																																				
[略]																																																				
[略]																																																				
[略]																																																				
氏名（名称） Ⓜ																																																				
[略]																																																				
記																																																				
税について未納の額は、ありません。																																																				
第 号																																																				
上記のとおり相違ないことを証明します。																																																				
年 月 日																																																				
振興局長 氏 名 <sup>Ⓜ</sup>																																																				
備考																																																				
1～3 [略]																																																				
4 この証明書に記載される事項は、この証明書の内容調査時における県税の収納票等に記載されたものです。																																																				
[略]																																																				
[略]	[略]																																																			
氏名（名称） Ⓜ																																																				
電話番号（ ）																																																				
[略]																																																				
[略]																																																				
[略]																																																				
[略]																																																				
[略]																																																				
氏名（名称） Ⓜ																																																				
電話番号（ ）																																																				
[略]																																																				
記																																																				
税について未納の額は、ありません。																																																				
摘要																																																				
第 号																																																				
上記のとおり相違ないことを証明します。																																																				
年 月 日																																																				
振興局長 氏 名 <sup>Ⓜ</sup>																																																				
備考																																																				
1～3 [略]																																																				
4 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものです。																																																				
[略]																																																				

様式第52号エ（第25条関係）

[略]
[略]
氏名（名称） <span style="float: right;">㊟</span>
[略]
備考 1～3 [略] 4 この証明書に記載される事項は、この証明書の <u>内容調査時における</u> 県税の台帳等に記載されたものです。

[略]

様式第52号オ（第25条関係）

[略]
[略]
氏名（名称） <span style="float: right;">㊟</span>
[略]
備考 1～3 [略] 4 この証明書に記載される事項は、この証明書の <u>内容調査時における</u> 県税の台帳等に記載されたものです。

[略]

様式第126号（第68条関係）

[略]
-----

備考1 自動車税の免除を受けようとする者は、自動車の新規登録、管轄区域の変更登録又は移転登録をする場合にあっては当該登録の際に、納税通知書の交付を受けた場合で条例第103条の6第1項の規定により申請するときにあつてはその納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）までに最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

2・3 [略]

[略]

様式第126号の3（第68条、第73条の5関係）

[略]

（裏）

備考1 自動車税の免除を受けようとする者は、自動車の新規登録、管轄区域の変更登録又は移転登録をする場合にあって

様式第52号エ（第25条関係）

[略]
[略]
氏名（名称） <span style="float: right;">㊟</span> 電話番号（ ）
[略]
備考 1～3 [略] 4 この証明書に記載されている事項は、この証明書の <u>発行時において</u> 県税の台帳等に記載された <u>事実に基づく</u> ものです。

[略]

様式第52号オ（第25条関係）

[略]
[略]
氏名（名称） <span style="float: right;">㊟</span> 電話番号（ ）
[略]
備考 1～3 [略] 4 この証明書に記載されている事項は、この証明書の <u>発行時において</u> 県税の台帳等に記載された <u>事実に基づく</u> ものです。

[略]

様式第126号（第68条関係）

[略]
-----

備考1 自動車税の免除を受けようとする者は、自動車の新規登録をする場合にあっては自動車税の申告をした日から15日以内に、納税通知書の交付を受けた場合で条例第103条の6第1項の規定により申請するときにあつてはその納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）までに、最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

2・3 [略]

[略]

様式第126号の3（第68条、第73条の5関係）

[略]

（裏）

備考1 自動車税の免除を受けようとする者は、自動車の新規登録をする場合にあっては自動車税の申告をした日から15

は当該登録の際に、納税通知書の交付を受けた場合にあつてはその納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）までに、最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

2 自動車取得税の免除を受けようとする者は、自動車を取  
得した時（自動車の登録、検査若しくは届出の時又は自動車検査証に記載の時）に最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

3・4 [略]

様式第126号の4（第68条、第73条の5関係）

[略]

備考1 自動車税の免除を受けようとする者は、自動車の新規登録、管轄区域の変更登録又は移転登録をする場合にあっては当該登録の際に、納税通知書の交付を受けた場合にあつてはその納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）までに最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

2 自動車取得税の免除を受けようとする者は、登録、検査若しくは届出の時又は自動車検査証に記載の時に最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

3 [略]

日以内に、納税通知書の交付を受けた場合にあつてはその納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）までに、最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

2 自動車取得税の免除を受けようとする者は、自動車取得税の申告をした日（自動車の登録、検査若しくは届出の日又は自動車検査証に記載の日）から15日以内に最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

3・4 [略]

様式第126号の4（第68条、第73条の5関係）

[略]

備考1 自動車税の免除を受けようとする者は、自動車の新規登録をする場合にあっては自動車税の申告をした日から15日以内に、納税通知書の交付を受けた場合にあつてはその納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）までに、最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

2 自動車取得税の免除を受けようとする者は、自動車取得税の申告をした日（自動車の登録、検査若しくは届出の日又は自動車検査証に記載の日）から15日以内に最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

3 [略]

2 （営業所等設置等の届出書等の様式）

第35条の3 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
[略]		
2 法第71条の11第4項、 <u>法第71条の14第4項</u> 又は法第71条の15第4項	[略]	

（配当割の更正、決定通知（納税の通知）書の様式）

第35条の5 法第71条の32第4項、第71条の35第5項又は第71条の36第4項の規定による配当割に係る更正、決定等の通知は、特定配当等に係る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書（様式第71号の6）によるものとする。

（株式等譲渡所得割の更正、決定通知（納税の通知）書の様式）

（営業所等設置等の届出書等の様式）

第35条の3 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
[略]		
2 法第71条の11第4項、 <u>法第71条の14第5項</u> 又は法第71条の15第4項	[略]	

（配当割の更正、決定通知（納税の通知）書の様式）

第35条の5 法第71条の32第4項、第71条の35第6項又は第71条の36第4項の規定による配当割に係る更正、決定等の通知は、特定配当等に係る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書（様式第71号の6）によるものとする。

（株式等譲渡所得割の更正、決定通知（納税の通知）書の様式）

第 35 条の 7 法第 71 条の 52 第 4 項、第 71 条の 55 第 5 項  
又は第 71 条の 56 第 4 項の規定による株式等譲渡所得割に  
係る更正、決定等の通知は、特定株式等譲渡所得金額に係  
る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書（様  
式第 71 号の 8）によるものとする。

（法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式）

第 40 条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による  
同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げ  
るところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 法第 72 条の 42、 <u>法第 72 条の 46 第 4 項</u> 又は法第 72 条の 47 第 4 項	[略]	
[略]		

（県たばこ税の納期限の延長申請書等の様式）

第 43 条の 3 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定に  
よる同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に  
定めるところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
[略]		
3 法第 74 条の 20 第 4 項、 <u>法第 74 条の 23 第 4 項</u> 又は法第 74 条の 24 第 4 項	[略]	

（ゴルフ場利用税の納入申告書等の様式）

第 52 条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による  
同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定め  
るところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
[略]		
8 法第 87 条第 4 項、 <u>法第 90 条第 4 項</u> 又は法第 91 条第 4 項	[略]	

（自動車取得税申告書等の様式）

第 73 条の 5 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定に  
よる同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に  
定めるところによる。

条 項	書 類	様 式
[略]		
8 法第 699 条の 18 第 4 項、 <u>法第 699 条の 21 第 4 項</u> 又は	[略]	

第 35 条の 7 法第 71 条の 52 第 4 項、第 71 条の 55 第 6 項  
又は第 71 条の 56 第 4 項の規定による株式等譲渡所得割に  
係る更正、決定等の通知は、特定株式等譲渡所得金額に係  
る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書（様  
式第 71 号の 8）によるものとする。

（法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式）

第 40 条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による  
同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げ  
るところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 法第 72 条の 42、 <u>法第 72 条の 46 第 5 項</u> 又は法第 72 条の 47 第 4 項	[略]	
[略]		

（県たばこ税の納期限の延長申請書等の様式）

第 43 条の 3 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定に  
よる同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に  
定めるところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
[略]		
3 法第 74 条の 20 第 4 項、 <u>法第 74 条の 23 第 5 項</u> 又は法第 74 条の 24 第 4 項	[略]	

（ゴルフ場利用税の納入申告書等の様式）

第 52 条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による  
同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定め  
るところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
[略]		
8 法第 87 条第 4 項、 <u>法第 90 条第 5 項</u> 又は法第 91 条第 4 項	[略]	

（自動車取得税申告書等の様式）

第 73 条の 5 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定に  
よる同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に  
定めるところによる。

条 項	書 類	様 式
[略]		
8 法第 699 条の 18 第 4 項、 <u>法第 699 条の 21 第 5 項</u> 又は	[略]	

法第 699 条の 22 第 4 項

(軽油引取税に係る登録申請書等の様式)

第 77 条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
[略]		
8 法第 700 条の 30 第 4 項、 法第 700 条の 33 第 4 項又は 法第 700 条の 34 第 4 項	[略]	

法第 699 条の 22 第 4 項

(軽油引取税に係る登録申請書等の様式)

第 77 条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
[略]		
8 法第 700 条の 30 第 4 項、 法第 700 条の 33 第 5 項又は 法第 700 条の 34 第 4 項	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 69 号中

加 算 対 象 不 足 税 額	率 (%)
円	

を

加 算 対 象 不 足 税 額	率 (%)
円	

に改める。

	改正前	改正後												
3	<p>様式第 70 号 (第 35 条、第 40 条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>加算金の 処理状況</td> <td>[略]</td> <td>不申告加算金の法第 72 条の 46 第 3 項適用</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	加算金の 処理状況	[略]	不申告加算金の法第 72 条の 46 第 3 項適用	[略]	[略]	<p>様式第 70 号 (第 35 条、第 40 条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>加算金の 処理状況</td> <td>[略]</td> <td>不申告加算金の法第 72 条の 46 第 4 項適用</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	加算金の 処理状況	[略]	不申告加算金の法第 72 条の 46 第 4 項適用	[略]	[略]
[略]														
加算金の 処理状況	[略]	不申告加算金の法第 72 条の 46 第 3 項適用												
[略]														
[略]														
[略]														
加算金の 処理状況	[略]	不申告加算金の法第 72 条の 46 第 4 項適用												
[略]														
[略]														

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 76 号中

法人税の課税標準となるべき清算所得金額 (ア)	円	%	円	過少申告加算金	修正申告による増加基本税額 (ソ)	円
付加価値額 (イ)					更正増差税額 (タ)	
資本金等の額 (ウ)					加算対象不足税額 (チ)	
収入金額 (エ)					(ソ)又は(タ)× $\frac{\quad}{100}$ + (チ)×100 (ツ)	
事業税額計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ) (オ)				不申告加算金	期限後申告 (修正申告) 年月日	年 月 日
(ア)のうち既に確定した所得金額	年 月 日から 年 月 日まで の所得に対する申告分				更正、決定通知年月日	年 月 日
	年 月 日分配に 対する申告分				申告又は修正申告基本税額 (テ)	円

を

					更正、決定増差税額 (ト)	
	計 (カ)				(テ)又は(ト)× $\frac{\quad}{100}$ (ナ)	
(イ)のうち既に確定した付加価値割額 (キ)					法第 72 条の 46 第 3 項による加算金の減額 $\frac{\quad}{100}$	
(ウ)のうち既に確定した資本金等の額 (ク)					差引決定額 (ニ)	
(エ)のうち既に確定した収入金額 (ケ)					申告又は修正申告基本税額 (ヌ)	
差引所得割額(ア)－(カ) (コ)				重 加 算 金	更正、決定増差税額 (ネ)	
差引付加価値額(イ)－(キ) (サ)					(ヌ)又は(ネ)× $\frac{\quad}{100}$ (ノ)	
差引資本等の金額(ウ)－(ク) (シ)					合計納付金額 (セ)+(ツ)+(ニ)+(ノ)	
差引収入金額(エ)－(ケ) (ス)						
差引事業税額計(コ)+(サ)+(シ)+(ス) (セ)						

法人税の課税標準となるべき清算所得金額 (ア)	円	%	円	過 少 申 告 加 算 金	修正申告による増加基本税額 (ソ)	円
付加価値額 (イ)					更正増差税額 (タ)	
資本金等の額 (ウ)					加算対象不足税額 (チ)	
収入金額 (エ)					(ソ)又は(タ)× $\frac{\quad}{100}$ + (チ)× $\frac{\quad}{100}$ (ツ)	
事業税額計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ) (オ)					期限後申告 (修正申告) 年月日	年 月 日
(ア)のうち既に確定した所得金額	年 月 日から 年 月 日までの所得に対する申告分			不 申 告 加 算 金	更正、決定通知年月日	年 月 日
	年 月 日分配に対する申告分				申告又は修正申告基本税額 (テ)	円
					更正、決定増差税額 (ト)	
	計 (カ)				加算対象不足税額 (ナ)	
(イ)のうち既に確定した付加価値割額 (キ)				(テ)又は(ト)× $\frac{\quad}{100}$ + (ナ)× $\frac{\quad}{100}$ (ニ)		
(ウ)のうち既に確定した資本金等の額 (ク)				法第 72 条の 46 第 4 項による加算金の減額 $\frac{\quad}{100}$		
(エ)のうち既に確定した収入金額 (ケ)				差引決定額 (ヌ)		
差引所得割額(ア)－(カ) (コ)				重 加 算 金	申告又は修正申告基本税額 (ネ)	
差引付加価値額(イ)－(キ) (サ)					更正、決定増差税額 (ノ)	
差引資本等の金額(ウ)－(ク) (シ)					(ネ)又は(ノ)× $\frac{\quad}{100}$ (ハ)	
差引収入金額(エ)－(ケ) (ス)					合計納付金額 (セ)+(ツ)+(ヌ)+(ハ)	
差引事業税額計(コ)+(サ)+(シ)+(ス) (セ)						

改める。

様式第 89 号の 4 中

加算対象 不足税額	率 (%)
円	

を

加算対象 不足税額	率 (%)
円	

に改める。

	改正前	改正後																																																																																							
4	<p>様式第 138 号の 8 (第 73 条の 5 関係)</p> <table border="1"> <tr><td colspan="6">[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="3">加 算 金 額</td> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>不 申 告 加 算 金</td> <td>申 告 期 限</td> <td>・ ・</td> <td>対 象 不 足 税 額  (申告税額)円×<math>\frac{\quad}{100}</math></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>申 告 又 は 決 定 年 月 日</td> <td>・ ・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="6">[略]</td></tr> <tr><td colspan="6">[略]</td></tr> </table>	[略]						加 算 金 額	[略]					不 申 告 加 算 金	申 告 期 限	・ ・	対 象 不 足 税 額  (申告税額)円× $\frac{\quad}{100}$	[略]		申 告 又 は 決 定 年 月 日	・ ・			[略]						[略]						<p>様式第 138 号の 8 (第 73 条の 5 関係)</p> <table border="1"> <tr><td colspan="6">[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="3">加 算 金 額</td> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>不 申 告 加 算 金</td> <td>申 告 期 限</td> <td>・ ・</td> <td>申 告 又 は 決 定 年 月 日</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">対 象 不 足 税 額 円×<math>\frac{\quad}{100}</math> + 加算対象不 足 税 額 円×<math>\frac{\quad}{100}</math></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="6">[略]</td></tr> <tr><td colspan="6">[略]</td></tr> </table>	[略]						加 算 金 額	[略]					不 申 告 加 算 金	申 告 期 限	・ ・	申 告 又 は 決 定 年 月 日	[略]	対 象 不 足 税 額 円× $\frac{\quad}{100}$ + 加算対象不 足 税 額 円× $\frac{\quad}{100}$					[略]						[略]																								
[略]																																																																																									
加 算 金 額	[略]																																																																																								
	不 申 告 加 算 金	申 告 期 限	・ ・	対 象 不 足 税 額  (申告税額)円× $\frac{\quad}{100}$	[略]																																																																																				
		申 告 又 は 決 定 年 月 日	・ ・																																																																																						
[略]																																																																																									
[略]																																																																																									
[略]																																																																																									
加 算 金 額	[略]																																																																																								
	不 申 告 加 算 金	申 告 期 限	・ ・	申 告 又 は 決 定 年 月 日	[略]																																																																																				
	対 象 不 足 税 額 円× $\frac{\quad}{100}$ + 加算対象不 足 税 額 円× $\frac{\quad}{100}$																																																																																								
[略]																																																																																									
[略]																																																																																									
5	<p>様式第 5 号ア (第 7 条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td></td> <td>取 り ま と め 局 名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(郵便番号)</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </table> <p>様式第 5 号イ (第 7 条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td></td> <td>取 り ま と め 局 名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〒 980-8794</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </table> <p>様式第 5 号ウ (第 7 条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td></td> <td>取 り ま と め 局 名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〒 980-8794</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	[略]		取 り ま と め 局 名	[略]		(郵便番号)		[略]			[略]	[略]	[略]		取 り ま と め 局 名	[略]		〒 980-8794			仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー		[略]			[略]	[略]	[略]		取 り ま と め 局 名	[略]		〒 980-8794			仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー		[略]			<p>様式第 5 号ア (第 7 条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td></td> <td>取 り ま と め 局 名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〒 980-8794</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </table> <p>様式第 5 号イ (第 7 条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td></td> <td>取 り ま と め 局 名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〒 980-8794</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </table> <p>様式第 5 号ウ (第 7 条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td></td> <td>取 り ま と め 局 名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〒 980-8794</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	[略]		取 り ま と め 局 名	[略]		〒 980-8794			仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー		[略]			[略]	[略]	[略]		取 り ま と め 局 名	[略]		〒 980-8794			仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー		[略]			[略]	[略]	[略]		取 り ま と め 局 名	[略]		〒 980-8794			仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー		[略]		
[略]	[略]	[略]																																																																																							
	取 り ま と め 局 名	[略]																																																																																							
	(郵便番号)																																																																																								
[略]																																																																																									
[略]	[略]	[略]																																																																																							
	取 り ま と め 局 名	[略]																																																																																							
	〒 980-8794																																																																																								
	仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー																																																																																								
[略]																																																																																									
[略]	[略]	[略]																																																																																							
	取 り ま と め 局 名	[略]																																																																																							
	〒 980-8794																																																																																								
	仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー																																																																																								
[略]																																																																																									
[略]	[略]	[略]																																																																																							
	取 り ま と め 局 名	[略]																																																																																							
	〒 980-8794																																																																																								
	仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー																																																																																								
[略]																																																																																									
[略]	[略]	[略]																																																																																							
	取 り ま と め 局 名	[略]																																																																																							
	〒 980-8794																																																																																								
	仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー																																																																																								
[略]																																																																																									
[略]	[略]	[略]																																																																																							
	取 り ま と め 局 名	[略]																																																																																							
	〒 980-8794																																																																																								
	仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー																																																																																								
[略]																																																																																									

[略]	[略]		[略]
	[略]		
	取りまとめ局名	[略]	
	(郵便番号)		
	郵便局		
	[略]		

[略]

様式第5号エ (第7条関係)

[略]	[略]		[略]
	[略]		
	[略]		
	取りまとめ局名		
	郵便番号		
	[略]		

[略]

様式第5号キ (第7条関係)

[略]	[略]		[略]
	[略]		
	[略]		
	取りまとめ局名		
	郵便番号		
	[略]		

[略]

様式第5号ク (第7条関係)

[略]	[略]		[略]
	[略]		
	[略]		
	取りまとめ局名		
	郵便番号		
	[略]		

[略]

様式第8号ア (第10条、第11条関係)

(表)

[略]	[略]		[略]
	[略]		
	取りまとめ局名	[略]	
	〒980-8794		
	仙台貯金事務センタ		
	二		
	[略]		

[略]

様式第5号エ (第7条関係)

[略]	[略]		[略]
	[略]		
	[略]		
	取りまとめ局名		
	仙台貯金事務センター		
	郵便番号		
	980-8794		
	[略]		

[略]

様式第5号キ (第7条関係)

[略]	[略]		[略]
	[略]		
	[略]		
	取りまとめ局名		
	仙台貯金事務センター		
	郵便番号		
	980-8794		
	[略]		

[略]

様式第5号ク (第7条関係)

[略]	[略]		[略]
	[略]		
	[略]		
	取りまとめ局名		
	仙台貯金事務センター		
	郵便番号		
	980-8794		
	[略]		

[略]

様式第8号ア (第10条、第11条関係)

(表)



<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">取りまとめ局名</div> <div>郵便番号</div> </div> <div style="margin-left: 20px;">[略]</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">取りまとめ局名</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"><u>仙台貯金事務センター</u></div> <div>郵便番号</div> <div style="margin-left: 20px;"><u>980-8794</u></div> </div> <div style="margin-left: 20px;">[略]</div> </div>
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分、様式第 69 号の改正規定、表 3 の項の改正部分、様式第 76 号及び様式第 89 号の 4 の改正規定並びに表 4 の項の改正部分は平成 19 年 1 月 1 日から、表 5 の項の改正部分は同年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。